

区立施設デジタル体験環境整備業務委託 仕様書

1 件名

区立施設デジタル体験環境整備業務委託

2 契約の目的

本業務では、既存の熱帯環境植物館及び郷土資料館のデジタル環境のバージョンアップを図るとともに、「板橋区史跡公園(仮称)」周辺のデジタル環境の整備を新たにに取り組むことで、来街者の満足度向上や、高齢者がデジタルに気軽に触れることによる抵抗感の軽減や外出のきっかけを創出することによるフレイル予防等デジタル技術を用いて区民のQOLを高めることを目的としている。

3 委託期間

契約確定日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

区指定場所

5 デジタル体験環境の整備コンテンツ及び対象エリア

① 周遊 AR ガイド(板橋区史跡公園(仮称)周辺)

② ねったいかん AR ガイド(熱帯環境植物館及びその周辺)

③ 既存 AR コンテンツ(郷土資料館及びその周辺・熱帯環境植物館)

※①②は新たに整備するもの、③はすでに区で所有しているコンテンツデータをベースにバージョンアップするものとする。

6 前提条件

区では令和6年度に区立郷土資料館及び区立熱帯環境植物館において、「palanAR」を活用してデジタル環境の整備を行ってきたところである。体験者のユーザビリティ向上を図りつつ、デジタル体験環境を一体的に提供していくため、本業務委託で整備するコンテンツについては、「palanAR」を利用していくことを前提条件とする。

7 想定スケジュール

別紙のとおり

※整備する AR コンテンツについては、認知拡大のため、下記スケジュールに応じて2種類用意するものとする。

① 秋期特別プロモーションプログラム:9月中旬～11月

② 通常プログラム:12月～3月

※スケジュールに変更が生じる場合は、区と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

8 業務内容

《共通》

- ① 業務開始前に実施体制及び全体スケジュールを作成し提出すること。
- ② 本仕様書で掲げるもののほか、来館者や来街者の満足度を高めることが期待できる機能について、積極的に独自提案を行うこと。
- ③ 商店街の飲食店等地域資源を活かし、来街者・来館者の満足度及び近隣の飲食店などへ人流移動が生じるような周遊型事業となるような独自提案を積極的に行うこと。
- ④ 体験者がデジタル体験をしたとき、周辺の交通情報(電車・バス・シェアモビリティなど)や近隣の飲食店の情報を受け取ることができるような手法について提案を行うこと。
- ⑤ 高齢者等がデジタルに触れ興味を持つことができるようなデジタル体験環境を整備すること
- ⑥ 音声、テロップ等を加えユーザーが楽しめるデジタル体験とすること。
- ⑦ スマートフォン、タブレット等で動作するデジタル体験とすること。
- ⑧ 板橋区または区と提携する団体から intellectual property の提供または利用許可があった場合は、利用範囲等を区及び所有団体と調整のうえコンテンツに反映すること。
- ⑨ 本業務に必要な資料のうち本区が所有するものは、必要に応じて貸与を受けることができる。資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して本区に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。上記以外の資料については、受託者の責任において収集すること。その際、第三者が権利を有するものかどうかを調査し、権利を侵害しない方法により使用すること。
- ⑩ 令和7年度の配信・運営・保守・手続き等にかかる費用は委託料に含むこと。
- ⑪ 本区の担当職員及び本区が指定する関係者に対して公開前にデジタル体験の動作確認が可能な中間報告を行い、承認を得ること。
- ⑫ 中間報告は、公開の動作環境と同程度の仕様にて再現可能な機器や環境を用いた上で行うこと。
- ⑬ 配信に必要な運用サーバやデータ用サーバは、受託者の責任において管理すること。また、今後区で開発するシステムなどと連携できるようなシステム

とすること。

- ⑭ 配信に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ⑮ 本仕様書に定めのない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとする。
- ⑯ 周遊型事業として効果的に情報発信するため、ランディングページを作成すること。ランディングページの掲載する情報は、デジタル体験・交通情報・近隣の商店情報などとし、ランディングページのイメージについて提案を行うこと。
- ⑰ 体験者に WEB 上でアンケートを行うこと。
- ⑱ 15 秒程度のショート動画を下記のとおり作成し配信すること。なお、作成するショート動画は区で活用できるものとする。また、そのほかインフルエンサーの活用やweb 広告など、効果的なプロモーション活動の提案を行うこと。

動画の種類	作成・配信数
1 周遊 AR ガイド (板橋区史跡公園(仮称)周辺)	Ⅰ.秋期特別プロモーションプログラム Ⅱ.通常プログラム 4動画(1～4)× 2種類(ⅠⅡ) 計 8動画
2 ねったいかん AR ガイド (熱帯環境植物館及びその周辺)	
3 既存 AR コンテンツ (郷土資料館及びその周辺・熱帯環境植物館)	
4 周遊型事業(1～3をまとめたもの)	

- ⑲ プロモーションツールとして活用するため、広報用画像を作成すること。作成する広報用画像の種類については、⑱に記載の動画の種類と同様とする。
- ⑳ デジタル体験を楽しむための案内および高齢者でも理解しやすい操作方法や体験版 AR コンテンツが体験できるパンフレットを下記のとおり用意すること。部数については、区が配布する想定の一部数のみであり、受託者側で行うプロモーションで配布する部数については含まれていないこととする。種類に応じたパンフレットのイメージやパンフレットを活用した受託者側で行うプロモーションについて提案を行うこと。

パンフレット種類	部数
秋期特別プロモーション バージョン	20,000 部
通常プログラム バージョン	40,000 部

《キャラクターコンテンツの活用》

- ① 魅力的なデジタル体験環境の整備、効果的なプロモーションを図るため、秋期特別プログラム期間において整備する AR コンテンツはキャラクターコンテンツを活用したものとする。
- ② 活用するキャラクターコンテンツについては、俳優・アニメ・声優・歌手など、自由提案とするが、本業務委託の内容と親和性が高く、かつ認知度の高いものとする。
- ③ キャラクターコンテンツを活用した景品などのノベルティについて提案を行うこと。
- ④ キャラクターコンテンツを活用したプロモーション活動について提案を行うこと。

《周遊 AR ガイド(板橋区史跡公園(仮称)周辺)》

- ① 視覚や聴覚で楽しめる 3D モデル等を活用した周遊型の AR ガイドの整備を行うこと。
- ② 3D モデルを活用したARガイドのスポット数は 10 箇所以上とする。
- ③ 3D モデル等を活用した AR ガイドの配置スポットは、板橋区史跡公園(仮称)周辺の板橋エリア及び東武東上線中板橋駅から上板橋駅周辺の常盤台エリアとする。AR ガイドの内容や配置スポットなどについて提案を行うこと。実際に整備する AR ガイドについては、区と協議のうえ、決定するものとする。
- ④ 3D モデル等を活用した AR ガイドの配置スポット周辺に混乱が生じない様配慮すること。
- ⑤ スマートフォンの操作に不慣れな人の練習や告知に活用できる体験版の AR コンテンツを作成すること。
- ⑥ 区の学芸員のレビューを取り入れながら制作すること。
- ⑦ スケジュールに応じて3D モデル等を活用した AR ガイドを2種類整備すること。

《ねったいかん AR ガイド(熱帯環境植物館及びその周辺)》

- ① 熱帯環境植物館及びその周辺に、視覚や聴覚で楽しめる 3D モデル等を活用した AR ガイドの整備を行うこと。
- ② 3D モデル等を活用した AR ガイドの整備エリア及び内容は下記のものとする。具体的なエリアにおける AR ガイドの配置スポットやガイドの内容について提案を行うこと。また、潮間帯植生ゾーン、熱帯低地林ゾーン、集落景観ゾーン及び雲霧林ゾーンに整備する AR ガイドについては、各エリア1箇所以上は熱帯環境植物館地下1階に設置しているプロジェクションマッピングの映像を活用する想定で AR ガイドの提案を行うこと。プロジェクションマッピン

グの映像データは区が提供するものとする。なお、実際に整備する AR ガイドの詳細については、区と協議のうえ、決定するものとする。

整備エリア	内容	スポット数
潮間帯植生ゾーン	エリアごとの動植物の見どころ	各エリア 2箇所以上
熱帯低地林ゾーン		
集落景観ゾーン		
雲霧林ゾーン		
エントランス及び 熱帯環境植物館周辺	・熱帯環境植物館のコンセプト ・高島平北口商店街の飲食店情報 ・高島平北口のバスや電車やシェア モビリティなどの公共交通機関情報	

- ③ 3D モデル等を活用した AR ガイドのスポット周辺に混乱が生じない様配慮すること。
- ④ 熱帯環境植物館の職員のレビューを取り入れながら制作すること。
- ⑤ スケジュールに応じて3D モデル等を活用した AR ガイドを2種類整備すること。
- ⑥ 3D モデル等を活用した AR ガイドの体験前後に熱帯環境植物館の熱帯雨林に関する環境音が流れるコンテンツを整備すること。

≪既存 AR コンテンツ(郷土資料館及びその周辺・熱帯環境植物館)≫

- ① 4 月～9 月中旬まで下記の表示方法で既存ARコンテンツの整備を行うこと。
表示させる AR コンテンツのデータについては区が提供するものとする。

設置個所	AR コンテンツ	表示方法
郷土資料館	新藤楼	VPS
	旧田中家住宅	VPS
	大樽(とうご)	VPS
	大砲	画像認識
	龍神	GPS
熱帯環境植物館	プテラノドン	GPS
	スピノサウルス	GPS

- ② 5月下旬までに郷土資料館周辺に GPS の音声 AR を整備すること。音声は配置スポットごとに wave データを区が提供するものとする。なお、配置スポットは以下の 5 か所とする。

「旧田中家」、「美術館前」、「不動の滝」、「城址の梅林」、「赤塚城址」

- ③ スケジュールに応じて3Dモデル等を活用したARガイドを2種類整備すること。通常プログラム期間においては、既存のARコンテンツをそのまま活用することを想定しているが、既存のARコンテンツをリニューアルすることも可とする。リニューアルする場合はその内容について提案すること。

9 整備体制

- ① 本件従事者の氏名、本件における担当業務、主な保有資格及び業務実績を記載した従事者名簿を契約締結後速やかに提出すること。
- ② 本件に関する一部業務の再委託を行う場合は、委託先会社及び委託業務内容を記載した開発体制図を作成し、事前に区の承認を得ること。
- ③ 設計、構築、テスト、検証、研修の各工程でプロジェクトの適切な管理をすること。
- ④ プロジェクトマネージャ1名を選任し、開発時の総合窓口としての役割を担うこと。また、プロジェクトマネージャは同様業務の経験があり、開発経験を3年以上有すること。

10 管理方法

- ① 契約締結後、速やかに作業計画書を作成し、区の承認を得ること。
- ② 制作期間中は原則として、週に1回以上、メール等により品質管理及び課題管理の進捗状況を報告すること。
- ③ 提出する資料については、レビューを実施し、区の承認を得ること。特にUIに関しては、設計時に実際の操作がイメージできるものを用意し、区の意見をくみ取ったうえで開発すること。

11 動作テスト

- ① 配信までに動作テストを段階的に行うこと。
- ② 職員による検証を行うための環境として、プロトタイプや必要となる端末、インターネット環境を用意すること。
- ③ 制作工程終了後に、配信の最終確認のための期間として2週間程度設けること。また、この期間は区または、区の定めたものからの問合せへの対応や不具合を迅速に修正できる体制をとること。
- ④ 職員による検証を行う際は、事前に動作テストを行うこと。

12 提出物及び納品物

以下のものを提出又は納品すること。ただし、著作権やシステム上やむを得ない事

由により納品が難しいものに関しては、理由書を提出し、区の了承を得ること。
なお、納期については別途区と協議のうえ決定し、期日までに速やかに提出または納品すること。

なお、電子データは外付け HDD に格納し、納品するものとする。

- ①従事者名簿
- ②作業計画書
- ③3D モデルデータ(FBX)
- ④コンテンツデータ
- ⑤プロモーションデータ
- ⑥コンテンツ音声データ
- ⑦操作マニュアル(管理者用)
- ⑧完了書

13 配信

契約期間を通じて配信可能な状態を維持すること。

14 保守要件

① OS やブラウザ等のアップデート

各 OS やブラウザ等のバージョンアップに伴い、配信環境の動作に不具合が生じた場合は、速やかに対応すること。

② 障害対応

区からのシステム障害に関する連絡に基づき、派遣が必要な場合は速やかに保守技術者を派遣し、状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査及び復旧作業を行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。

③ 運用・保守対応時間及び受付方法

区担当者に対して、平日(月から金。ただし、年末年始を除く)の9時から17時において、電話等により受付、対応すること。なお、その他の時間は電子メール等による受付対応とし、直近の営業日に速やかに対応すること。

④ 熱帯環境植物館で運営時間中に不具合が生じた場合、電話等により受付、対応すること。(休館日:月曜日 熱帯環境植物館 AM10:00～PM6:00)

15 支払方法

履行確認後、請求に基づき一括で支払うものとする。

16 運搬責任

委託業務にかかわる物品、資料及び納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、

別に定めがある場合を除き、受託者の責任で行うものとする。

17 著作権について

- (1) 受託者が納入するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって区に帰属する。
- (2) 受託者が従前から有していた著作権は受託者に留保されるものとし、区は当該契約に基づいて自己利用するために必要な範囲で、これらを著作権法に従い利用できるものとする。
- (3) 業務の履行に関し新たに著作した成果物の著作権は、区に帰属する。
- (4) キャラクターコンテンツを活用した場合など、やむを得ない事由により著作権の帰属が難しいものに関しては、理由書を提出し、区の了承を得ること。

18 契約不適合責任

- (1) 保守対応作業あるいは運用作業の完了後1年以内の間に、受託者の行った作業に契約不適合が発見された場合は、受託者はその修補の義務を負うものとする。
- (2) 受託者が前項に基づく修補を実施したにもかかわらず契約不適合が解消されなかった場合、受託者は当該契約不適合による運用への影響を最小限に抑えるための改修案を提示し、区の了解を得たうえで無償により改修を実施するものとする。

19 損害補償

受託者は、前条の事由により相手方に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、発生した直接間接の損害額について、区に賠償するものとする。

20 その他

- (1) 委託の履行に際して、ディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (2) 区が、委託作業期間中に受託者の業務履行状況の確認を目的として、受託者（再委託先を含む）の作業場所への立ち入り検査を実施する際は、協力すること。
- (3) 作業の実施方法、契約内容の詳細、仕様書に定めのない事項、又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、当該作業にて発生する経費を含め、区と受託者が協議のうえ決定すること。

21 担当

板橋区都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係 藤江・本橋

〒173 - 8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 本庁舎北館5階

TEL:03 - 3579 - 2566

メール:t-dx@city.itabashi.tokyo.jp